

「病児・病後児保育室めろん」の受け入れ基準

令和6年度6月版

クリニックが併設されていないため、受け入れ可能な範囲が少し狭くなっております。
安全安心な保育を行うためご了承ください。

▼めろんを利用できない場合

- ・医師により病児・病後児保育が不可能と診断された場合
- ・有効期間内の医師連絡票が未提出の場合

《症状》

1. ぐったりして、ほとんど飲んだり食べたりできない場合
2. 嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
3. 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく、呼吸困難である場合（喘息発作を含む）
4. 過去にてんかん発作が起こっている場合
5. 月齢相当のワクチンが完了していない場合
→「めろん」では、おたふくのお子様もお預かりしています。よって おたふくの予防接種を推奨しています。
6. けいれんの症状で継続的に通院している場合
7. 最後のけいれん発作から1年経過していない場合
8. 熱性けいれん予防薬の「ダイアップ座薬」を処方されている。
9. エピペンを処方されている。エピペンでの処置が必要な場合がある。
10. 熱が3日以上続く場合（採血し血液検査を行う可能性があるため）
11. 現在の症状が医師連絡票に記載の症状と明らかに変わっている場合。

●めろんを利用できる場合

- ・医師により病児・病後児保育室での生活が可能と診断され、所定の「医師連絡票」を提出する場合

《症状》

1. 発熱性疾患
2. 軽微な鼻水・咳などの上気道症状
3. 軽微な嘔吐・下痢などの胃腸炎症状
4. 外傷(ケガ)に関しては、必ず専門医の診察を受け、病児・病後児保育室での生活が可能であることと 処置等の必要がない場合

■各感染症疾患に対する基準

受け入れできない感染症疾患

- ・麻疹
- ・風しん（三日はしか）
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・新型コロナウイルス感染症

受け入れ可能な感染症疾患 ※隔離室を使用します。

- ・インフルエンザ（A/B） 発症日より利用可能
- ・おたふくかぜ（ムンプス・流行性耳下腺炎）
- ・プール熱（咽頭結膜熱）
- ・とびひ（伝染性膿痂疹）
- ・ロタウイルス、ノロウイルス、感染性胃腸炎 → 嘔吐が治まり、水分がとれている場合
- ・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症 他

※それぞれの感染症疾患の種類によっては受け入れ基準が異なりますので、必ず前日までに「病児・病後児保育室めろん」にお問い合わせください。

※当日の予約では、ご利用できない場合がございます。

また、継続利用の方の人数や年齢、感染症疾患の種類、隔離室の空き状況や 利用の有無によっても、ご利用をお断りする場合もございます。ご了承ください。



富士見こどもクリニック

小児科・アレルギー科

病児・病後児保育室みかん

病児・病後児保育室めろん